



島根県報

平成21年11月13日（金）

号外 第 193 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の（青少年家庭課） 2
対象等を定める告示

告 示**島根県告示第771号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、児童福祉施設等環境改善費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成21年11月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

児童福祉施設等環境改善費補助金

2 補助金等の交付の目的

児童養護施設等の入所児等の生活向上のための環境改善及び入所児等に対するケアの充実のための職員の資質向上に要する経費を補助し、もって社会的養護体制の充実を図ることを目的とする。

3 補助金等の交付の対象となる補助事業者の範囲、事業等

(1) 補助事業者の範囲

社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人、特定非営利活動法人、自立援助ホームを行う者及びファミリーホームを行う者

(2) 交付の対象である事業等

交付の対象である事業	対象施設等	補助対象経費	交 付 額
施設内遊具の安全対策（老朽化又は構造上の理由により危険な大型遊具の安全面の向上を図るため、大型遊具の撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費 大型遊具撤去、 新設等に係る経費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と2,300,000円を比較していずれか少ない方の額
食品の安全対策（食品の安全性を確保するため、大型冷蔵庫、食品格納庫等の食品の衛生管理に必要な備品についての撤去又は新設を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設	改修費 備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と6,500,000円を比較していずれか少ない方の額
児童入所施設等の生活環境改善（老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児用呼吸モニター、緊急地震速報受信装置その他の児童の安全の確保のために必要な備品、フローリング貼・カーペット敷等の更新又は内部改修を図る事業をいう。）	児童養護施設 母子生活支援施設 乳児院 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	改修費 備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額
学習環境改善（児童福祉施設の退所後の就業の促進を図るため、児童福祉施設入所児（者）のパソコン技術習得のためのパソコンを整備する事業をい	児童養護施設 母子生活支援施設 情緒障害児短期治療施設 自立援助ホーム ファミリーホーム	備品購入費	1 施設当たり補助対象経費の実支出額と400,000円を比較していずれか少ない方の額

<p>う。)</p> <p>賃借、改修等（既存建物を借り上げて自立援助ホーム等を新設して事業を実施する場合に貸主に対して支払う賃借料（礼金、及び建物賃借料をいい、敷金を除く。以下同じ。）若しくは事業に必要な設備整備、改修整備等に係る費用又は自前建物で自立援助ホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な設備整備、改修整備等に係る費用の補助をする事業をいう。)</p>	<p>自立援助ホーム ファミリーホーム 地域小規模児童養護施設 児童養護施設分園型自活訓練事業</p>	<p>賃借料 改修費 備品購入費</p>	<p>賃借料にあつては1施設当たり賃借料の実支出額と3,000,000円を比較していずれか少ない方の額とし、事業に必要な設備整備、改修費等に係る費用にあつては1施設当たり改修費及び備品購入費の実支出額と8,000,000円を比較していずれか少ない方の額とする。</p>
<p>児童養護施設等施設職員の研修（児童養護施設等職員の資質を向上し児童に対するケアの充実を図るため、各施設種別又は職種別に行われる研修への参加を促進する事業をいう。)</p>	<p>次に掲げる施設の職員</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童養護施設 (2) 母子生活支援施設 (3) 乳児院 (4) 情緒障害児短期治療施設 (5) 自立援助ホーム (6) 知的障害児施設 (7) 肢体不自由児施設 (8) 重症心身障害児施設 	<p>研修参加費 賃金（代替職員 雇上げ経費等） 旅費 需用費 役務費 委託料 備品購入費 負担金</p>	<p>1人当たり年額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に規定する額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 短期研修（3日から4日程度の研修をいう。） <ul style="list-style-type: none"> ア 宿泊を伴うもの 131,000円 イ 宿泊を伴わないもの 71,000円 (2) 長期研修（1か月から3か月程度の研修をいう。） 1,018,000円